

「共済事業向けの総合的な監督指針の策定について」及び 「共済事業実施組合に係る検査マニュアルの策定について」の改正について（概要）

1. 改正の趣旨

- 保険会社等で実施されている統合的リスク管理は、組織全体の視点から組織的・統合的にリスクを把握・評価し、経営の効率化を図る高度なリスクマネジメントであり、戦略目標を達成する重要なツールとして、近年その重要性が高まっている。
- 消費生活協同組合及び連合会（以下「組合」という。）においても、長期の共済リスクを有する長期共済事業組合はリスク管理の高度化を図ることが望ましく、上記の動きを踏まえ、統合的リスク管理に関する規定を整備するため、「共済事業向けの総合的な監督指針の策定について」（平成20年3月31日社援発第0331005号各都道府県知事宛厚生労働省社会・援護局長通知の別添「共済事業向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」という。))を改正する。あわせてその他所要の改正を行う。
- また、より効率的な検証に資するため、「共済事業実施組合に係る検査マニュアルの策定について」（平成20年9月3日社援発第0903011号各都道府県知事宛厚生労働省社会・援護局長通知の別添「共済検査マニュアル（共済事業実施組合に係る検査マニュアル）」（以下「検査マニュアル」という。))の構成を見直すこととし、監督指針の改正内容を反映することとあわせて、全面的に改正する。

2. 改正内容

（1）監督指針

① 統合的リスク管理態勢に係る規定の整備

長期の共済リスクを有する長期共済事業組合において、将来にわたる財務の健全性の確保及び収益性の改善を図るため、経営戦略及びリスク特性等に応じ、適切なリスク管理を組織的・統合的に行う必要があることから、統合的リスク管理態勢に係る規定を新設する。具体的には、以下の規定を整備する。

1. リスクの特定及びリスク・プロファイル（Ⅱ-3-2）

- ・ リスクの特定に当たって重要と認識している全てのリスクを考慮しているか、リスク・プロファイルの変化を適時適切に把握しているか等の着眼点を記載。

2. リスクの測定（Ⅱ-3-3）

- ・ ストレステスト等のリスク測定手法を評価するに当たっての着眼点を記載。

3. リスク管理方針（Ⅱ-3-4）

- ・ 経営方針に沿ったリスク管理方針を定めているか、リスク管理方針が資産運用方針等へ明確に反映されているか等の着眼点を記載。

4. リスクと支払能力の自己評価（Ⅱ-3-5）

- ・ リスク管理の適切性と支払余力の充実の自己評価を検証するに当たっての着眼点を記載。

5. 報告態勢（Ⅱ-3-6）

- ・ リスク管理部門の体制の明確化、リスク管理状況の報告態勢整備等の着眼点を記載。

② 既存のリスク管理に係る規定の統合

既存の「再共済（再保険）に関するリスク管理」、「共済引受リスク管理態勢」、「資産運用リスク管理態勢」、「事務リスク管理態勢」、「システムリスク管理態勢」及び「危機管理体制」等に係る規定を「統合的リスク管理態勢」に統合するとともに、着眼点等を整理。

③ 経営管理に係る規定の整備

経営管理（ガバナンス）の目的としての確なリスク等の把握を位置づけるとともに、外部監査機能に係る着眼点を記載。

④ 法令等遵守に係る規定の整備

不祥事件等に対する監督上の対応として、組合に関する不祥事件等の場合と共済代理店に関する不祥事件等の場合において着眼点を記載。

⑤ 共済募集態勢に係る規定の整備

共済募集時の補償重複に関する利用者への説明態勢等に係る規定及び組合による共済募集を行う役員員の教育、管理、指導に係る規定等を記載。

⑥ 利用者等に関する情報管理態勢に係る規定の整備

クレジットカード情報の管理態勢に係る着眼点等を記載。

⑦ 反社会的勢力による被害の防止に係る規定の整備

反社会的勢力による被害の防止に係る規定について、適切な事後検証の実施や共済金等の支払審査の実施に係る着眼点等を整備。

⑧ 障害者等への対応に係る規定の整備

障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止等の遵守に向けた内部管理態勢の構築等に係る着眼点等を記載。

⑨ 説明書類の作成・縦覧等に係る規定の整備

債務者区分に基づいて区分された債権の開示に係る規定を記載。

⑩ 行政処分を行う際の留意点に係る規定の整備

行政手続法、行政不服審査法及び行政事件訴訟法との関係に係る規定を記載。

⑪ その他所要の改正

(2) 検査マニュアル

① 構成の見直し

- ・ 各カテゴリーを「Ⅰ．経営陣による態勢整備」、「Ⅱ．管理者による態勢整備」、「Ⅲ．個別の問題点」の3層構造に変更する。

【川下から川上へ上る検証プロセス】

- ・ Ⅱ．以降の検証項目において問題点の発生が認められた場合、当該問題がⅠ．のいずれかの要素の欠如又は不十分に起因したものであるかをもれなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に態勢が有効に機能していない可能性を含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。

② カテゴリーの再整理

- ・ 「内部管理態勢」を「経営管理（ガバナンス）態勢」に変更する
- ・ 「統合的リスク管理態勢」を新設する。
 - ※ 「財務の健全性・共済計理に関する管理態勢」は「統合的リスク管理態勢」に整理する。
 - ※ 「仕組開発管理態勢」は「経営管理態勢」や「共済引受リスク管理態勢」等に整理する。

③ 主なチェック項目

1 経営管理（ガバナンス）態勢—基本的要素—の確認検査用チェックリスト

- ・ ①理事会等による経営管理（ガバナンス）態勢、②内部監査態勢、③監事による監査態勢、④外部監査態勢、⑤共済計理人による確認態勢の基本的要素が適切に発揮され、共済事業実施組合の経営管理が組織全体として有効に機能しているか。

2 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

- ・ 共済事業実施組合の共済事業に係る業務の全般における法令等遵守態勢が有効に機能しているか。
- ・ 法令等違反行為等に対応するための態勢が有効に機能しているか。

3 共済募集管理態勢の確認検査用チェックリスト

- ・ 共済事業実施組合における共済募集管理態勢が有効に機能しているか。
- ・ 共済募集における利用者説明等の態勢が有効に機能しているか。

4 利用者保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト

- ・ 共済金等の請求が遺漏なくなされるように、共済契約者等に対し、十分かつわかりやすい説明が行われる態勢の整備など、共済契約の管理、共済金等の支払いが迅速かつ適切に行われる態勢が有効に機能しているか。
- ・ 利用者からの相談・苦情等への対処が適切に処理される態勢が有効に機能しているか。
- ・ 利用者情報が漏えい防止の観点から適切に管理される態勢が有効に機能しているか。
- ・ 外部委託の管理が適切に行われる態勢が有効に機能しているか。

5 統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

- ・ 共済事業実施組合の直面するリスクを統合的に捉え、自己資本等と比較・対照し、コントロールするリスク管理プロセスが有効に機能しているか。
- ・ 自己資本等の充実度の評価が適切に行われる態勢が有効に機能しているか。
- ・ 責任準備金等の積立額の算定が適切に行われるとともに、支払余力比率が正確に算定される態勢となっているか。

6 共済引受リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

- ・ 経済情勢や共済事故の発生率等が共済掛金設定時の予測に反して変動することにより、共済事業実施組合が損失を被るリスクを管理するプロセスが有効に機能しているか。

7 資産運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

- ・ 共済事業実施組合の事業の規模・特性に見合った資産運用リスク（市場リスク、信用リスク）管理態勢が有効に機能しているか。

8 オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト

- ・ 事務リスク、システムリスク、流動性リスク、その他オペレーショナル・リスク、それぞれの管理態勢が有効に機能しているか。